

利根川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 利根川は、古くから日本一の大河という意味を込め、「坂東太郎」と呼ばれ親しまれる
- ・ 首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川
- ・ 流域の地形、地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 利根川の源流部から渋川市に至る区間は、風光明媚な渓谷の景観を呈し、イワナ、ヤマメ等の渓流魚が生息
- ・ 渋川市から熊谷市に至る区間は、蛇行河川が形成され、礫河床の瀬はアユ等の産卵・生息場
- ・ 熊谷市から取手市に至る区間は、広大な河川空間が形成され、オギ・ヨシ群落にはオオヨシキリ・セッカ等の鳥類が生息
- ・ 印西市から利根川河口堰に至る区間は、ヨシ・カサスゲ群落が広がる高水敷は我が国有数のオオセッカの繁殖地
- ・ 汽水域のヨシ原は、重要種のヒヌマイトトンボ等の生息地
- ・ 渡良瀬川は、礫河原が形成され、瀬と淵が連続
- ・ 渡良瀬遊水地には、我が国最大規模の約 1,500ha に及ぶヨシ原等の湿地が広がり、多様な動植物が生育・生息しているが、近年乾燥化が進

行し、良好な湿地環境が消失しつつある

- ・ 鬼怒川は、礫河原固有のカワラノギク等が見られるが、近年、高水敷や中州の樹林化等により礫河原が消失しつつある
- ・ 小貝川は、下妻市付近で河道内にクヌギ等の雑木林とワンド等の湿地環境があり、オオムラサキが生息
- ・ 霞ヶ浦の湖岸には、湿性・抽水植物群落が広く見られるが、近年、波浪による侵食等により減少しつつある
- ・ 江戸川河口部の汽水域の干潟には日本の北限とされるトビハゼが生息
- ・ 利根運河は、現在、緑豊かな水辺の回廊として市民の憩いの場

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 近世以前の利根川は東京湾に注いでいたが、江戸時代の初期約 60 年間に於いて数次にわたる付替え工事が行われ、太平洋に注ぐ
- ・ この一連の工事は「利根川の東遷」と言われ、これにより現在の利根川の骨格が形成

利根川本川

- ・ 明治 33 年に佐原から河口までの間の改修工事に着手
- ・ 明治 43 の大出水により計画を改定し、昭和 5 年に竣工
- ・ 昭和 14 年の利根川増補計画では、渡良瀬遊水地に洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置づけ
- ・ 昭和 22 年 9 月洪水により大水害を受け、昭和 24 年に、上流部のダムをはじめとする洪水調節施設を設置する内容の利根川改修改訂計画を決定
- ・ 昭和 40 年の新河川法施行に伴い利根川改修改訂計画を引き継いで工事実施基本計画を策定
- ・ 流域の経済的、社会的発展にかんがみ、昭和 55 年に現在の工事実施基本計画に改定

- ・ 藤原、相俣、藺原、矢木沢及び奈良俣の 5 ダム及び酸害防止のための品木ダムが完成、ハツ場ダムを建設中
- ・ 利根川中流部（八斗島～取手）では大規模な引堤のほか、渡良瀬遊水地、田中調節池、菅生調節池が概成、稲戸井調節池を現在整備中
- ・ 利根川下流部（取手～河口）では北千葉導水路、利根川河口堰を建設
- ・ 超過洪水対策として昭和 62 年に高規格堤防の整備に着手

烏川

- ・ 昭和 8 年から改修工事に着手
- ・ 下久保ダムが完成

渡良瀬川

- ・ 明治 43 年から改修に着手
- ・ 草木ダムが完成し、思川上流では南摩ダムを建設中

鬼怒川

- ・ 昭和元年から改修に着手
- ・ 五十里、川俣、川治の 3 ダムが完成し、湯西川ダムを建設中

小貝川

- ・ 昭和 8 年から改修に着手
- ・ 昭和 61 年 8 月洪水にかんがみ、昭和 62 年に計画改定
- ・ 母子島遊水地が完成

常陸利根川

- ・ 昭和 23 年から改修に着手
- ・ 昭和 45 年から霞ヶ浦開発事業を開始
- ・ 霞ヶ浦の水質浄化及び都市用水開発を目的とした流況調整河川の霞ヶ浦導水を事業中

江戸川

- ・ 明治 44 年の利根川改修改訂計画に位置づけ

- ・ 関宿水閘門、江戸川水閘門及び行徳可動堰が完成
- ・ 超過洪水対策として昭和 62 年に高規格堤防の整備に着手

中川

- ・ 大正 5 年から改修に着手
- ・ 綾瀬川放水路、三郷放水路、幸手放水路が完成し、大規模な地下放水路である首都圏外郭放水路を整備中
- ・ 流域における保水・遊水機能の維持など総合治水対策を昭和 55 年から実施

砂防事業

- ・ 利根川では明治 15 年 3 月に榛名山東南麓で行ったものが最初の直轄事業
- ・ 鬼怒川、渡良瀬川においても直轄砂防事業を実施

（河川水の利用）

- ・ 関東平野の約 31 万 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用水
- ・ 1 都 5 県の約 8 割にあたる 2,750 万人の水道用水、工業用水
- ・ 各用水が利根川と荒川を結ぶ武蔵水路や利根川と江戸川を連結する北千葉導水路等の広域ネットワークにより流域を越えて広域的に供給
- ・ 水力発電は、利根川上流部及び鬼怒川を中心に発電所数 101 箇所が設置され、総最大出力約 350 万 kW に及ぶ

（水質）

- ・ 本川中下流部で環境基準を若干上回る
- ・ 中川等の都市域の河川、霞ヶ浦等の閉鎖性水域の湖沼における水質汚濁が著しい
- ・ 綾瀬川では「清流ルネッサンス」を策定し水質改善に努め、江戸川では坂川の水を浄水場下流にバイパスさせる流水保全水路を整備

（河川の利用）

- ・ 上流部の渓谷では早瀬を利用したラフティング、中流部では広い高水敷を利用したスポーツ、下流部の水郷地帯ではかつての舟運を活用したお祭り等が行われている
- ・ 霞ヶ浦では、帆曳船が観光船として運航
- ・ 江戸川は、都区内の広大なオープンスペースとして多くの人々が利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体のバランスのとれた治水安全度をより早期に、かつ、確実に向上させる
- ・広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経済活動を支える都市用水を広域ネットワークの構築により安定的に供給
- ・良好な景観及び多様な動植物が生息する豊かな河川環境を整備・保全
- ・都市内及び近郊の身近なオープンスペースとして多くの人々に利用されていることから、自然共生型の整備を図る
- ・治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に実施
- ・治水・利水・環境を含めた水システムを維持向上させながら次代に継承
- ・水源から河口まで一貫した計画
- ・河川整備は長期間を要するものであることから、効果的かつ効率的に整備を進めるため、各段階での目標を明確にして段階的な整備を実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む

ア 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・それぞれの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが利根川水系の治水の基本
- ・現況の河川の安定状況も踏まえ、洪水をできるだけ河道で分担して処理
- ・河道で処理できない流量については、上下流バランス等に配慮しながら

ら、河道が有する遊水機能を一層増強し洪水を貯留するとともに、既設洪水調節施設の徹底した有効活用を図った上で、洪水調節施設を新たに整備

- ・ 渡良瀬川、鬼怒川、小貝川等の大支川は、本川に負荷を与えないよう洪水調節施設により洪水調節等を実施
- ・ 利根川から江戸川への分派については、利根川の取手地点及び江戸川の松戸地点における計画高水流量を維持
- ・ 内水被害が生じやすい地域では、本川等に負荷を与えない範囲で内水排除及び流域外への排水を実施
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、放水路の整備、護岸・水制等の整備を実施し、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、良好な河川環境等に配慮
- ・ 河口部、狭窄部、支派川の分合流部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下等を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施
- ・ 氾濫した場合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水位を上回る洪水流量による浸透・越水等に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備

利根川の取手から上流

- ・ 利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などによる既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築に

- よる河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 烏川においては広い高水敷等を活用して河道の有する遊水機能を増強
 - ・ 江戸川分派点から上流右岸の高規格堤防整備区間について、高規格堤防の整備にもつながる緩傾斜堤防による堤防強化を実施

利根川の取手から下流

- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ なお、河道掘削にあたっては、河口付近の河床の安定に留意
- ・ 印旛沼を調節池として活用した放水路を整備
- ・ なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮

渡良瀬川

- ・ 既存洪水調節施設の嵩上げや掘削、効果的な操作ルールの採用による治水機能の向上を図るとともに、支川の思川に洪水調節施設を整備
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 上流部は、高速流による侵食、洗掘に対応して堤防強化を実施
- ・ 下流部については、浸透に対する堤防強化を実施

鬼怒川

- ・ 既設洪水調節施設の掘削及び効果的な操作ルールの採用による治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 田川合流点付近から上流側の広い河道と霞堤等を活用した遊水機能を確保できるよう、河道を適切に維持管理

小貝川

- ・洪水調節施設を整備
- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・下流部については、浸透に対応した堤防強化を実施

霞ヶ浦

- ・洪水位の低下を図るための対策を行うとともに、浸透、波浪、越波に対応した堤防強化を実施

江戸川

- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・三郷市付近から上流右岸について、高規格堤防の整備にもつなげる緩傾斜堤防による堤防強化を実施
- ・河口部については、高潮対策を実施

中川

- ・流域内に洪水調節施設を整備するとともに、洪水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備
- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・開発に伴う流出抑制対策の実施等、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなどの総合治水対策を推進
- ・内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施
- ・整備途上での施設能力以上の洪水や計画規模まで整備が進んでもそれを越える自然の外力が発生し氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、必要に応じた対策を実施

- ・首都圏の壊滅的な被害を防止するため、利根川の小山川合流点から河口までの区間及び江戸川等においては、計画洪水位を上回る洪水流量に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・内水排除や流域外への排水のための施設について、排水先の河川の水状況等を把握し適切に運用
- ・河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・早期にかつ着実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階的な目標を明確にして河川整備を展開
- ・特に、江戸川分派点の整備や本川上中流部の掘削等については、上流の洪水調節施設及び本川下流部の整備状況を十分踏まえて行うなど、本支川及び上下流バランスを考慮して河川整備を実施
- ・情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・防災基本計画に則して、地域防災活動拠点及び輸送のための施設整備を実施
- ・利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防、水門等の施設の耐震対策を実施

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・渇水時における地盤沈下の防止や河川環境の保全、近年の少雨化傾向にも対応した利水安全度の確保のため、流水の正常な機能の維持のため必要な流量を計画的に確保
- ・既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開発施設の整備を行うとともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の

促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める

- ・ 広範囲な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、流域内及び他流域との広域水融通ネットワークを構築し、効率的な水運用を実施
- ・ 河川流量を縦断的かつ時期的に的確に確保し管理するよう、多地点での低水管理を実施
- ・ 渇水や水質事故時における被害の最小化を図るため、情報提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利用者等と連携して水融通の円滑化等を推進
- ・ 水質事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効活用

ウ 河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・ 我が国最大の流域面積を有する利根川は、良好な景観を有し多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境があり、一方、人とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえ、現在の豊かな河川環境を保全
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、関係機関との調整を図りながら河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な流域水環境の保全に努めるなど、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・ 長大かつ広大な河道において、多様な生態系を育む良好な河川空間の保全・形成
- ・ 生息・生育環境の上流から海域までの縦断的な連続性の確保
- ・ 流域に残る旧川、湿地、緑地等の良好な自然環境を水系の骨格として

つなぐネットワークづくり

- ・多様な動植物が生息する湿地や汽水域及び礫河原等の保全・再生
- ・アユ等の産卵・生息環境を保全・形成するため、瀬・淵の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・中流部の礫河原と田園風景などと調和した河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間として水辺景観を維持・形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・利根川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備・保全
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、多様なニーズを十分反映した河川整備を推進

(水質)

- ・水質が悪化した綾瀬川などの河川及び霞ヶ浦などの湖沼等において、関係機関や流域住民等と連携を図りながら、汚濁負荷量削減や浄化などの水質改善に努める

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理)

- ・動植物の生息・生育環境の保全等にも十分配慮し、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

(地域ごとの方針)

- ・本川上流部は風光明媚な景観を形成する山地渓谷を保全

- ・ 本川中流部はアユの産卵・生息場となっている瀬を保全
- ・ 本川下流部はヒヌマイトトンボが生息する汽水域のヨシ群落及び我が国有数のオオセッカの繁殖地であるヨシ・カサスゲ群落等を保全
- ・ 江戸川はトビハゼ等の汽水生物が生息する河口部の干潟を保全
- ・ 利根運河は緑豊かな水辺の回廊として良好な河川環境を整備・保全
- ・ 鬼怒川は礫河原固有のカワラノギク等の生息環境の保全・再生のため礫河原を保全・再生
- ・ 渡良瀬遊水地は多様な動植物が生息・生育できるよう治水機能との調和を図りながらヨシ群落等の湿地を保全・再生
- ・ 霞ヶ浦、手賀沼、印旛沼等の湖沼は多様な動植物が生息できるよう、また湖岸景観を形成する湖岸植生帯を保全・再生

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

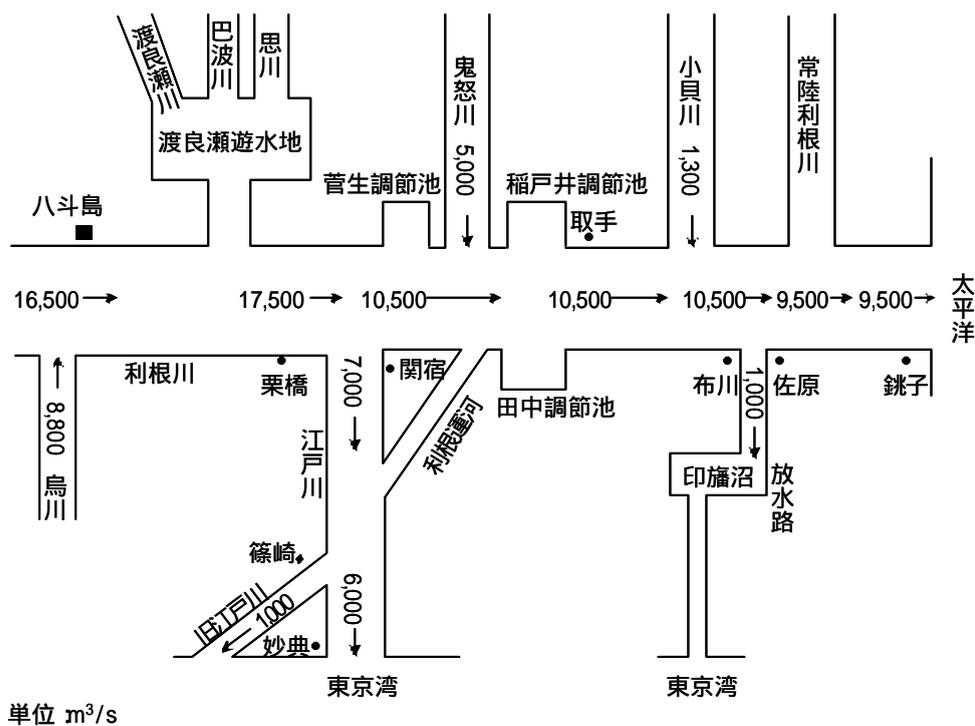
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
利根川	八斗島	22,000	5,500	16,500
渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500
鬼怒川	石井	8,800	3,400	5,400
小貝川	黒子	1,950	650	1,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

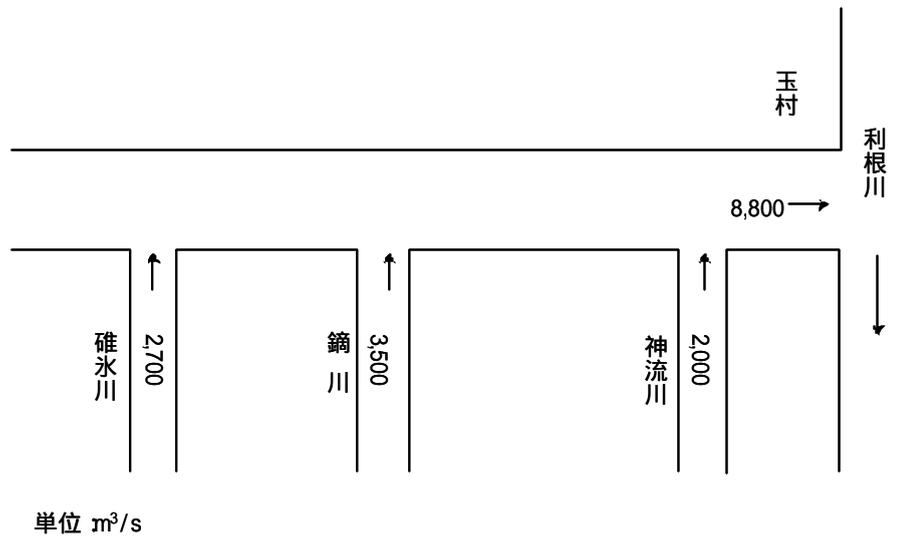
ア. 利根川

利根川計画高水流量図



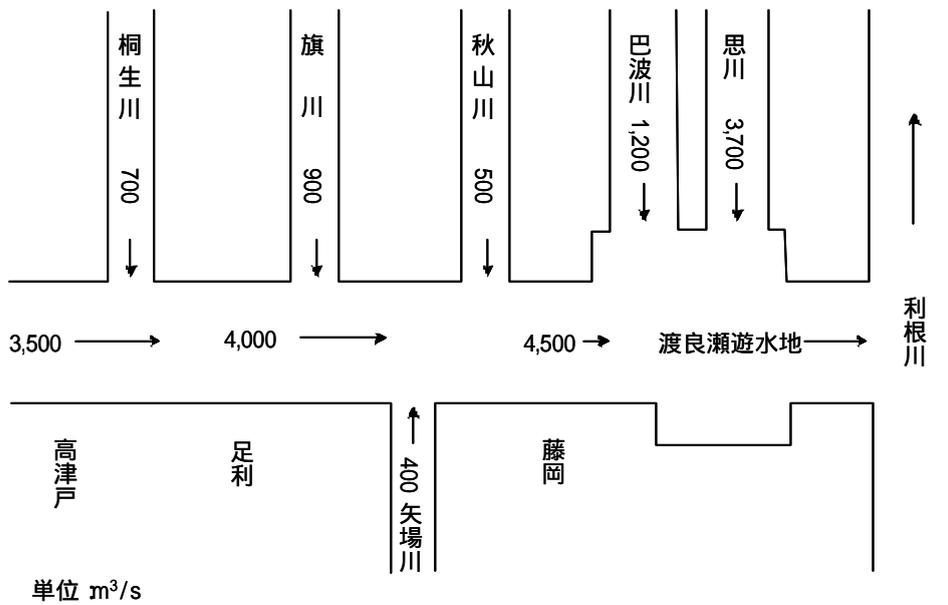
イ. 烏川

烏川計画高水流量図



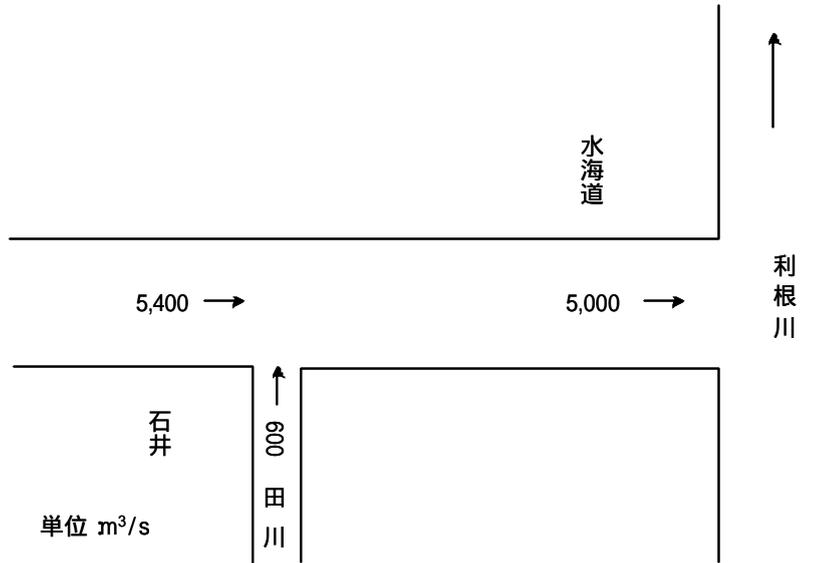
ウ. 渡良瀬川

渡良瀬川計画高水流量図



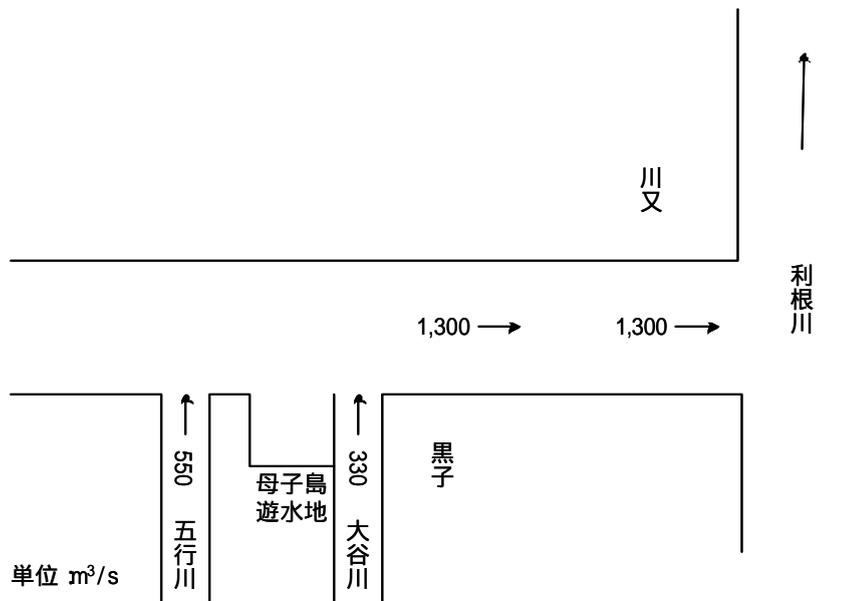
工. 鬼怒川

鬼怒川計画高水流量図



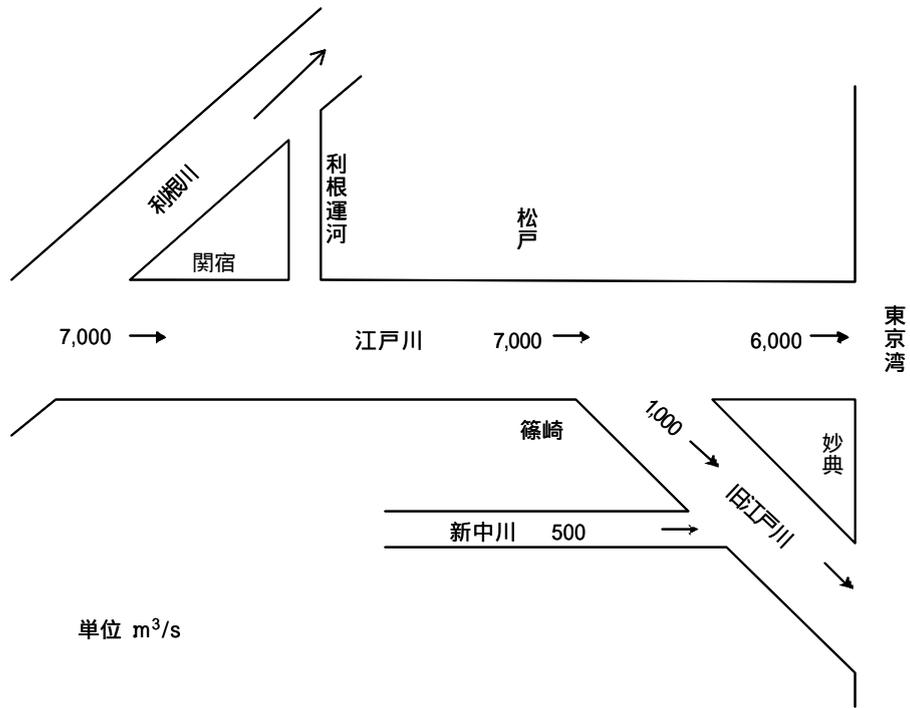
才. 小貝川

小貝川計画高水流量図



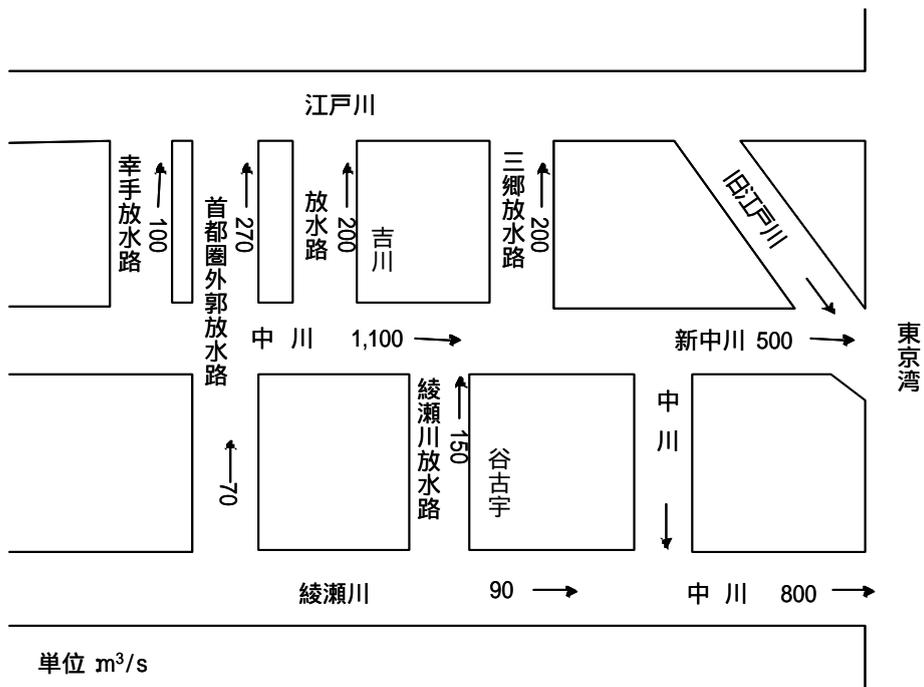
カ. 江戸川

江戸川計画高水流量図



キ. 中川

中川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 Y.P. (m)	川幅 (m)
利根川	八斗島	河口から 181.5	50.51	1,040
	栗橋	" 130.4	20.97	720
	取手	" 85.3	10.92	1,270
	布川	" 76.5	9.38	280
	佐原	" 41.0	5.17	540
	銚子	" 0.7	2.30	640
烏川	玉村	利根川合流点から 0.0	55.25	630
渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から 56.0	154.81	50
	足利	" 35.7	39.22	240
	藤岡	" 13.0	21.74	240
江戸川	関宿	河口から 58.4	17.62	400
	松戸	" 19.6	8.13	480
	妙典	" 0.1	4.80	400
旧江戸川	篠崎	" 9.1	4.80	200
鬼怒川	石井	利根川合流点から 75.2	102.03	590
	水海道	" 11.0	17.25	350
小貝川	黒子	利根川合流点から 60.4	23.23	150
	川又	" 27.9	14.96	170
霞ヶ浦(西浦)	出島		2.85	
北浦	白浜		2.85	
中川	吉川	河口から 30.6	A.P. 4.75	200
綾瀬川	谷古宇	中川合流点から 14.4	A.P. 4.10	30

注) Y.P. : 堀江量水標零点高 (T.P. - 0.84m)

: 計画高潮位

A.P. : 霊岸島量水標零点高 (T.P. - 1.13m)

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量

河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m ³ /s)		
		かんがい期 最大	非かんがい期 最大	維持すべき 対象
利根川	栗橋	120	80	動植物の保護・漁業、水質、景観、塩害の防止等
	利根川 河口堰下流	30	30	動植物の保護・漁業等
江戸川	野田	35	30	動植物の保護・漁業、水質、景観等
旧江戸川	江戸川 水閘門下流	9	9	動植物の保護、水質等
鬼怒川	佐貫	45	7	動植物の保護・漁業、水質、景観等
渡良瀬川	大間々	25	7	動植物の保護・漁業、水質、景観等

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。